

知っ得！ 情報



地域にこだわり、子どもたちに夢を与える取り組みを中心に講演します。たくさんの方の参加をお待ちしています。

瀬戸内市における農地の実勢賃借料情報を公表します

瀬戸内市農業委員会では、農地を賃借するときの目安として、瀬戸内市標準小作料を定めていましたが、平成21年12月15日に「農地法の一部を改正する法律」が施行されたことによりこの制度は廃止されました。

■問い合わせ先

瀬戸内市農業委員会
☎0869・22・0048

この代わりとして、農地の賃借料情報の提供を行うことになりました。

平成22年1月1日から平成22年12月31日までに、本市において農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計したものを情報提供します。賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

なお、賃借料情報は実勢の集計値であり、拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものです。

実際の金額については、広さや水利条件などの生産性や



瀬戸内市青少年健全育成推進大会を開催します

市では、「地域の子どもは地域で育てよう」をテーマに、保護者、地域住民、教育関係者などが、地域ぐるみで瀬戸内市の未来を担う子どもたち

の健全な育成を図ることを目的として瀬戸内市青少年健全育成大会を開催します。

第一部では、市内の小・中学生や保護者などを対象に募集した「明るい家庭づくり」作文の表彰式および発表会を行います。

これは、家族の役割や家庭のあり方などをテーマに募集したもので、1,439点もの応募がありました。また、併せて「防犯・地域安全・街頭犯罪抑止ポスター」の表彰式を行います。

第二部では、平成21年からJリーグ・J2で戦っている岡山県初のプロサッカーチーム「ファジアーノ岡山」の木村正明代表を招き、「子どもたちに夢を！ 晴れの国・岡山からJリーグへ！」と題した講演会を行います。



木村正明
Masaaki Kimura

昭和43年岡山市生まれ。東京大学法学部卒。米系投資銀行ゴールドマン・サックスに入社し、執行役員を務めた後、平成18年には(株)ファジアーノ岡山スポーツクラブを創業。代表取締役として、ファジアーノ岡山のJ2昇格の立役者として活躍。

瀬戸内市協働講演会を開催します

協働から総働へ！ まちのサバイバル力を高める！

協働とは、異なる組織が一つの目標に向かって企画、運営を協力し、責任と役割を分担、相互理解を深めながら取り組みをすすめること、成果を共有することです。

今後、人口減、少子高齢化が急速に進むと予想される社会では、一層地域の皆さんと力を合わせ、協働していく必要があります。

現在、市では、市民活動広

援補助金の交付やホームページによる情報提供など市民活動の支援を行っています。

その一環として、より多くの方が、協働の必要性を理解し、自らの地域のために活動することを目的に、岡山県備前県民局の主催により、協働のまちづくり講演会「協働から総働へ！」を開催します。

講師に川北秀人氏(人と組織と地球のための国際研究所

代表)を迎え、30年後に生き残れるまちになるために、今すべきことは何か、国の施策づくりから自治組織の運営まで関わった豊富な経験と全国の事例を基に講演してもらいます。

皆さんの参加をお待ちしています。

■問い合わせ先
社会教育課
☎0869・34・5601

この代わりとして、農地の賃借料情報の提供を行うことになりました。

平成22年1月1日から平成22年12月31日までに、本市において農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計したものを情報提供します。賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

なお、賃借料情報は実勢の集計値であり、拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものです。

実際の金額については、広さや水利条件などの生産性や

瀬戸内市実勢賃借情報(年間10a当たり)

区分	地域名	平均額 円	最高額 円	最低額 円	データ数 筆
田	牛窓町	-	-	-	9
	邑久町	6,800	11,000	2,300	546
	長船町	7,300	11,300	2,400	163
畑	牛窓町	8,200	10,000	5,000	22
	邑久町	-	-	-	9
	長船町	-	-	-	1

※1 使用賃借権の設定および著しく高い価格または低い価格の設定は集計対象から除く。
※2 集計対象となるデータ数が少ない場合は公表しない。

支給します 遺児激励金

市では、さまざまな理由で保護者を亡くした児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として遺児激励金を支給します。対象となる児童の保護者または児童を實際に監護する人は、子育て支援課へ申請してください。

▽対象者

保護者と死別した義務教育修了前(15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以降引き続いて中学校または特別支援学校の中学部に

在学する場合には、その在学する期間を含む)の児童(以下「遺児」という)

※市内に住所を有しないときおよび保護者が再婚したときは支給できません。

▽内容・支給額(すべて子ども一人あたり)

- ①保護者死亡見舞金 3万円
小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部および中部在学中に遺児になったとき
- ②入学激励金 3万円
遺児が小学校等および中学校等へ入学したとき
- ③卒業激励金 3万円
遺児が中学校等を卒業するとき
- ④交通遺児激励金 1万円
交通事故により保護者と死別した遺児が小学校等および中学校等へ入学および進級するとき

▽手続きに必要なもの

- ・申請書(窓口に設置)
 - ・印鑑
 - ・保護者名義の振込口座
- 問い合わせ・申請先
子育て支援課
☎0869・26・5947

ねんきんのおはなし♪

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上の人(65歳以上の方は158万円以上)については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成22年1~12月中に「老齢年金」を受け取った人全員に平成23年1月に源泉徴収票を送付しています。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けるときに添付する必要があります。

2月になっても源泉徴収票が届かないときや紛失した場合は、「ねんきんダイヤル」にお電話ください。お急ぎの場合は、お近くの年金事務所まで再発行しますのでお申し出ください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

■問い合わせ先

岡山東年金事務所
☎086-270-7929
ねんきんダイヤル
①固定電話・携帯電話は
☎0570-05-1165
②IP電話・PHSは
☎03-6700-1165